

令和7年（行コ）第195号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求控訴事件

控訴人 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被控訴人 国（処分行政庁 警察庁長官）

差戻審控訴人第2準備書面

2025年（令和7年）11月28日

東京高等裁判所第4民事部二係 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 升 味 佐江子



同 古 本 晴 英



同 秋 山 淳



同 井 桁 大 介



同 高 橋 涼 子



同 三 宅 千 晶



第1 名称欄に関するこれまでの主張の整理

1 「名称」欄は、令和7年変更決定においても全部不開示とされたこと

警察庁長官は、令和7年変更決定において、本件文書の一部の文書の「備考」欄の一部を新たに開示したが（乙32の1ないし96）、「名称」欄については、いずれも不開示処分を維持した（差戻控訴審被控訴人準備書面（1）10頁）。

2 本件文書48ないし53及び55ないし66の「名称」欄には、2種類の情報が記載されていること

本件文書48ないし53及び55ないし66の「名称」欄（別件開示文書が存在するもの）に記載されている情報が、「A 本件保有開始時期（保有開始年月日）推知情報」と「B 本件収集情報の種類に関する情報」の2種類であることについては、先に、第1準備書面で述べたとおりである。

3 「A 本件保有開始時期（保有開始年月日）推知情報」についての被控訴人の主張

被控訴人は、「名称」欄の不開示事由については、下記のとおり「A 本件保有開始時期（保有開始年月日）推知情報」であることを主張している（差戻控訴審被控訴人準備書面（1）15頁）。

記

「第1審被告準備書面(3)第1の2(1)イ及びウ(9ないし11ページ)で述べたとおり、本件文書48ないし53及び55ないし66の各文書中の各「名称」欄の情報が開示されれば、同欄の情報と国内外の治安情勢や国際情勢等の他の情報を照合することにより、「保有開始の年月日」欄の情報を容易に推測することができるものであり、それらの情報を公にすることにより、当該管理簿の他の記載欄の情報と相まって、警察の情報収集・捜査活動の時的範囲（いつから当該個人情報の収集が開始されたか）が明らかになるとともに、記録、

収集していない情報の時的範囲が明らかになることになる。」

ただし、「第1 審被告準備書面(3)第1の2(1)イ及びウ（9ないし11ページ）で述べたとおり」の部分については、被控訴人はその後、「これらの文書の「名称」欄の情報は、被告準備書面(3)第1の2(1)（9ないし11ページ）で述べたとおり、国内外の治安情勢や国際情勢等の他の情報を照合することにより、当該個人情報ファイルの保有開始時期を容易に推測することができ、「保有開始の年月日」欄の情報も明らかとなるものに該当する。当該部分の不開示情報該当性については、被告準備書面(3)第1の2(8)（20ないし22ページ）において「保有開始の年月日」欄の情報の不開示情報該当性として主張した内容と同様であり、情報公開法5条3号又は同条4号に該当する。」と主張を変えている（第一審被告準備書面（6）2頁）。

したがって、「第1 審被告準備書面(3)第1の2(1)イ及びウ（9ないし11ページ）で述べたとおり」の部分は正しくない。

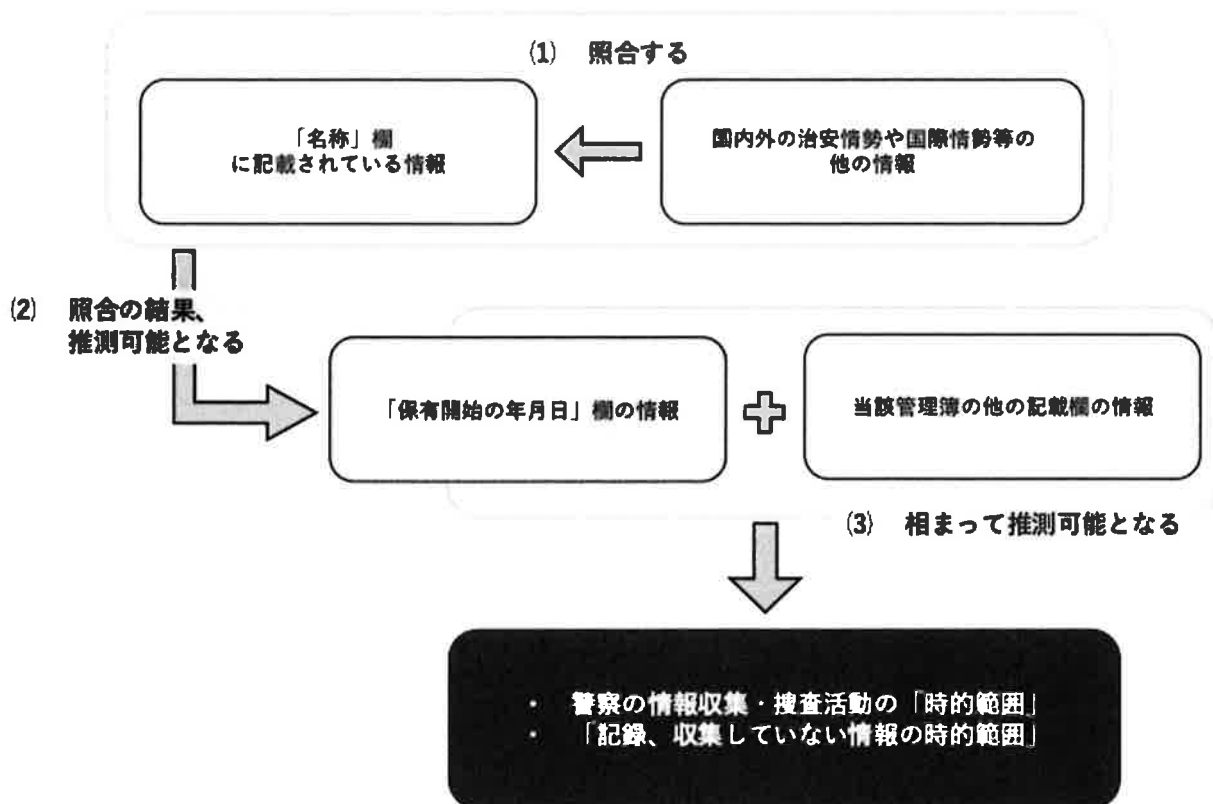
また、「名称」欄の不開示事由に関して、本件文書67及び68の「備考」欄には、「名称」が記載されており、当該部分については不開示とされている。そして被控訴人は不開示とした具体的理由について、下記のように説明している（差戻控訴審被控訴人準備書面（1）24頁）。

記

「特定の個人情報ファイルの名称が記載されており、これを開示すれば、同欄の情報と国内外の治安情勢や国際情勢等の他の情報を照合することにより、当該個人情報ファイルの保有開^マ示時期（「保有開始の年月日」欄の情報）を容易に推測することが可能となり、それによって当該管理簿の他の記載欄の情報と相まって、警察の情報収集・捜査活動の時的範囲を推測される可能性がある。」

これらの主張を併せて考えると、「A 本件保有開始時期（保有開始年月日）

推知情報」についての被控訴人の主張は、本件文書48ないし53及び55ないし66の「名称」欄（別件開示文書が存在するもの）に記載されている情報は、同欄の情報と国内外の治安情勢や国際情勢等の他の情報を照合することにより、「保有開始の年月日」欄の情報を推測でき、その結果、「保有開始の年月日」欄の情報と、当該管理簿の他の記載欄の情報とが相まって、警察の情報収集・捜査活動の「時的範囲」や、「記録、収集していない情報の時的範囲」が明らかになるとの趣旨であると解される。これを図解したのが、次の図である。



そして、被控訴人は、具体例として、保有開始年月日が開示されると、「ある組織犯罪を企図する犯罪団体ないしこれに所属する者が、警察が当該情報の保有を開始した年月日を把握することにより、その当時に自身らが特定の顕著な犯罪を起こしているなどしており、警察に情報を把握されていない者らを利用し、かかる者等に犯罪を敢行させる一方で、自らには一切の捜査が及ばないよう、

偽装、潜在等の証拠隠滅を図るなど、警察の犯罪捜査を困難にする対抗措置を取るおそれがある」等と主張していた。

しかし、①本件個人情報ファイル簿の「保有開始年月日」は捜査機関等が当該情報の収集を開始した年月日ではなく、またその他の記載欄の情報と照合しても、警察の情報収集・捜査活動の「時的範囲」や、「記録、収集していない情報の時的範囲」を推測することはできない。さらに、②被控訴人が「保有開始年月日」を推測させると主張する「名称」欄と国内外の治安情勢や国際情勢等との照合自体もできず、③仮に照合できたとしても、そこから「保有開始年月日」を推測することはできない。

したがって、不開示事由が存在するとは言い難い。

以下、この点を詳述する。

第2 「保有開始年月日」欄に記載された情報と、「本件個人情報ファイル簿の他の記載欄」の情報とが相まって、警察の情報収集・捜査活動の「時的範囲」や、「記録、収集していない情報の時的範囲」が推測可能とはならない

1 被控訴人の主張

被控訴人は、推測によって得られた「保有開始年月日」欄に記載された情報と、「本件個人情報ファイル簿の他の記載欄」の情報とが相まって、警察の情報収集・捜査活動の「時的範囲」や、「記録、収集していない情報の時的範囲」が明らかになると主張する。しかし、その主張には、論理に飛躍があり、また具体的な本件不開示決定文書に照らしても認められない。

2 「保有開始年月日」は、捜査機関等が情報を収集した又は収集を開始した年月日ではない

本件個人情報ファイルの「保有開始年月日」欄の記載内容は、「当該保有個人情報管理簿により管理されている個人情報ファイルを、いつから保有することとしたのか、その年月日」である（第一審被告準備書面（3）20頁）。す

なわち、「保有開始の年月日」とは、たとえば、都道府県警察が取得した「個人情報」が記載されたファイルを、当該都道府県警察からの報告により保有を開始するに至った警察庁が、本件個人情報ファイル簿（台帳）に登録し、内部的に保有・管理を開始したという「管理上の日付」に過ぎない。

本件個人情報ファイル簿のうち、本件文書48ないし53及び55ないし66に編綴している本件個人情報ファイルについては、都道府県警察から送信によって保有開始しているが（乙32の48ないし53及び55ないし66）、そうすると、①現場（都道府県警察）で情報が取得され、②それが警察庁に報告・集約され、③警察庁において、本件個人情報ファイル簿に編綴されて管理が開始される（＝保有開始の年月日）までに相当のタイムラグが生じ、さらに、本件個人情報ファイルを新たに管理しはじめて過去の情報を現場から取得整理する場合には、さらに現場での情報の取得日と保有開始年月日の乖離は大きくなる。

例えば、ある国内外の事件が4月1日に発生し、これに関する個人情報を間もなく都道府県警察が取得し始めたとしても、各都道府県警察において捜査等の実務が進展し、警察庁が、情報が集約されたファイルの送信を受けて保有開始をする日付は、1年後である可能性もある。

したがって、「保有開始年月日」が推知された、あるいはわかったとしても、「警察の犯罪捜査を困難にする対抗措置を取るおそれ」等が生ずるとは到底言い難く、不開示事由にはならない。

3 「当該管理簿の他の記載欄の情報」に、時的範囲を推測するに資する情報は一切含まれていない

被控訴人が主張するように「保有開始年月日」と「当該管理簿の他の記載欄の情報」が相まって、警察の情報収集・捜査活動の「時的範囲」や、「記録、収集していない情報の時的範囲」が明らかになることはない。

本件文書48ないし53及び55ないし66の「他の記載欄の情報」の具体

的な内容は、本書面別表記載のとおりであるところ、この中に「いつの時点から蓄積されはじめたか」「どの時期の情報が存在しないのか」といった時的な境界を特定できるあるいは特定に資するような情報は存在しない。例えば、

「被疑者写真を撮影した被疑者」(乙32の48)と、「暴力団」「被疑者」等の情報を合わせて検討したとしても、本件個人情報ファイル簿に記載されている情報が、「いつの時点から蓄積されはじめたものなのか」「どの時期の情報が存在しないのか」を推測することが出来ないことは、一見して明らかである。

このように、本件個人情報ファイル簿の他の記載欄の情報は、警察庁が、どのような属性の情報を、いかなる目的で、どのような経路で収集・管理するかという抽象的・一般的事項にすぎない。時的範囲を推測するに資する情報は一切含まれていない。

したがって、そもそも「A 本件保有開始時期(保有開始年月日)推知情報」と「当該管理簿の他の記載欄の情報」が相まって、警察の情報収集・捜査活動の「時的範囲」や、「記録、収集していない情報の時的範囲」が明らかになることはない。

第3 「A 本件保有開始時期(保有開始年月日)推知情報」から、「保有開始の年月日」を推測することはできない

1 被控訴人の主張

本件個人情報ファイル簿の「保有開始時期」ないし「保有開始年月日」が明らかになったり推知されても、警察の情報収集・捜査活動の「時的範囲」や、「記録、収集していない情報の時的範囲」が明らかにはならないが、そもそも、被控訴人が主張するように、「名称」欄と国内外の治安情勢や国際情勢等と照合しても「保有開始年月日」を推測することはできない。

2 「名称」欄と国内外の治安情勢や国際情勢等と照合することはできない

(1)「名称」欄(「A 本件保有開始時期(保有開始年月日)推知情報」)には、「国

内外の治安情勢や国際情勢等」と照合するための手がかりとなる情報は含まれていない

被控訴人の主張を踏まえると、「名称」欄には、具体的な年月日は記載されていない。なぜなら、「名称」欄に具体的な日付が記載されているのであれば、「国内外の治安情勢や国際情勢等」と照合することなく、「保有開始年月日」を推知でき、被控訴人が主張するような「名称」欄から「保有開始年月日」を推知するために、「名称」欄と「国内外の治安情勢や国際情勢等」とを照合する必要がないからである。

そして、これまでの被控訴人の主張によると、本件文書48ないし53及び55ないし66の「名称」欄には、特定の事件や犯罪名、対象者といった情報、当該情報を扱う担当部署が推知できるような情報は含まれていないことが明らかにされている（第一審被告準備書面（5）別添2）。

さらに、控訴人が「DNA型」「指紋」「掌紋」「氏名」「写真」といった情報を特定して別件開示請求を行った結果（甲7）、処分行政庁が特定したファイルは18件にとどまる（甲12の1～18）。仮に、「指定暴力団構成員のDNA型」等、個々の団体名称ごとにファイルが作成されているとしたら、他にも多数のファイルが開示対象となっていたはずであるから、特定グループ（指定暴力団〇〇組等）ごとには、ファイル簿が作成されていないことがわかる。

したがって、「名称」欄には特定の時期、事件、犯罪名、対象者や特定のグループ名等の情報は含まれないから、そもそも「国内外の治安情勢や国際情勢等」と照合するための手がかりとなる情報は、「名称」欄（「A 本件保有開始時期（保有開始年月日）推知情報」）には含まれていないというほかない。

（2）「名称」欄（「A 本件保有開始時期（保有開始年月日）推知情報」）と「国内外の治安情勢や国際情勢等」とを照合することはできない

そして、保有開始日が「平成20年4月1日」であろうと「令和元年9月3日」であろうと、その時期に国内外でいかなる「顕著な特定の事件」が発生していようと、あるいは国内外でいかなる組織が活動していようと、「名称」欄

（「A 本件保有開始時期（保有開始年月日）推知情報」）に「国内外の治安情勢や国際情勢等」と照合するための手がかりとなる情報が記載されていない以上、それが警察庁の内部管理用の「名称」欄（例：「鑑識資料 B ファイル」）と照合することは、およそ不可能である。

（3）小括

「A 本件保有開始時期（保有開始年月日）推知情報」と「国内外の治安情勢や国際情勢等」とを照合することができないため、「名称」欄を開示しても、「保有開始年月日」が明らかになることはなく、被控訴人の主張する「おそれ」は生じない。

第4 警察の情報収集・捜査活動の「時的範囲」「記録、収集していない情報の時的範囲」が仮に明らかになったとしても、「おそれ」は生じない

1 被控訴人の主張

被控訴人はこれまで、「名称」欄ごとに具体的な不開示事由該当性の主張を行なったことはない。被控訴人は、「名称」欄のうち、本件文書48ないし53及び55ないし66の「名称」欄と同様、特定の事件や犯罪名、対象者、担当部署が明らかになるような情報は記載されていないが（第一審被告準備書面（5）別添2）、他方で「保有開始年月日」欄の情報を推測できると主張するものに生じる「おそれ」について、「当該部分の不開示情報該当性については、被告準備書面(3)第1の2(8)（20ないし22ページ）において「保有開始の年月日」欄の情報の不開示情報該当性として主張した内容と同様である」と主張している（第一審被告準備書面（6）2頁）。そして、第一審被告準備書面（3）第1の2（8）（20ないし22頁）において、被控訴人は不開示事由の存在について、警察の情報収集・捜査活動の「時的範囲」・「記録、収集していない情報の時的範囲」が明らかになるとの主張のほか、具体例として、保有開始年月日が開示されると、「ある組織犯罪を企図する犯罪団体ないしこれに所属する者が、警察が当該情報の保有を開始した年月日を把握することにより、その当時に自身らが特定の顕著な犯罪

を起こしているなどしており、時期の対比から、警察に情報を把握されていることを察知した場合、警察に情報を把握されていない者らを利用し、かかる者等に犯罪を敢行させる一方で、自らには一切の捜査が及ばないように、偽装、潜在等の証拠隠滅を図るなど、警察の犯罪捜査を困難にする対抗措置を取るおそれがある」と主張している。

2 本件文書51について

しかしながら、例えば、本件文書51に記録されているのは、「変死者等DNA型記録が登録されている変死者等（死体を除く。）」の情報であるところ、「変死者」その者がその情報を利用し、偽装、潜在等の証拠隠滅を図ることはあり得ない。また、既に述べたように「保有開始の年月日」とは、都道府県警察が取得した「個人情報」が記載されたファイルを、当該都道府県警察からの報告により保有を開始するに至った警察庁が、本件個人情報ファイル簿（台帳）に登録し、内部的に保有・管理を開始した「管理上の日付」に過ぎない。この「保有開始年月日」欄に記載された情報からは、実際に当該変死が発生した時期や、都道府県警察が当該変死の事実を把握した時期を特定することはできないし、変死の発生から10年以上経過した後に、初めてその変死の事実が認知され、その結果として変死者等DNA型記録が警察庁に送信される場合もあり得る。そうすると、犯罪組織が、「保有開始年月日」欄に記載されている情報をもって、この変死者だと思われる者（=X）を、「警察の内部では変死者扱いだから、現場の捜査ではマークされていない」と見込んで、Xに犯罪を実行させる可能性など、現実離れした荒唐無稽な空論であると言わざるを得ない。

3 本件文書66について

さらに、例えば、本件文書66に記録されているのは、「指紋記録を作成された明治及び大正生まれの被疑者」の情報であるところ、大正14年に生まれた者で生存する者は100歳であり、明治生まれに至っては113歳以上である。そう

すると、明治・大正生まれの超高齢者（あるいは既に物故者となっている可能性が高い者）やこれらの者が所属する犯罪グループが、記録の保有開始時期を知ったところで、そこから「警察にマークされている」と学習し、「組織犯罪を企図」したり、「身代わりを利用」したり、「証拠隠滅を図る」といった能動的な対抗措置をとるといふ被控訴人の主張も、現実離れした荒唐無稽な空論であると言わざるを得ない。

このように、本件文書に記録されている対象者の属性に鑑みれば、被控訴人の主張する「おそれ」が具体的に発生することはあり得ず、不開示事由に該当するとはいえない。

第5 「B 本件収集情報の種類に関する情報」についての被控訴人の主張

被控訴人は、「B 本件収集情報の種類に関する情報」についての不開示事由について、何ら主張立証していない。

また、「B 本件収集情報の種類に関する情報」の具体的な内容は、加筆前の「名称」欄の記載や、「本人として記録される個人の範囲」欄の記載からすると、「DNA型」「行方不明者」「押なつ指紋」「遺留指紋」「指紋画像」「押なつ掌紋」「遺留掌紋」「掌紋画像」「処分結果」「氏名」及び「写真」あるいは、これに類する一般的類型的な情報に留まるところ、これらの情報が開示されたとしても、国の安全が害されるおそれ又は犯罪予防・捜査等への支障が生じるおそれが生じることはない。これは、被控訴人が「B 本件収集情報の種類に関する情報」を開示していたことから明らかである（甲12の1～18）。

したがって、「名称」欄の「B 本件収集情報の種類に関する情報」は、不開示事由には該当しない。

第6 「備考」欄についての主張

被控訴人によると、本件文書67及び68には、「備考」欄にも「名称」欄記載の文言が記載されているとしている（差戻控訴審被控訴人準備書面（1）24頁）。

したがって、両文書の「備考」欄の各々「2行目18文字目から3行目4文字目まで」については、これまでの「名称」欄についての主張を引用する。

「備考」欄のその余の不開示部分については具体的な反論は行わない

以上

証拠番号	利用に供される事務をつかさどる係の名称	利用の目的	記録される項目	本人として記録される個人の範囲	記録される個人情報の収集方法	記録される個人情報の経常的提供先	保有開始の年月日	保存場所	備考(主要部分を抜粋)
乙32-48	刑事局犯罪鑑識官写真係	犯罪捜査に資することを目的とする。	(不開示)	被疑者写真を撮影した被疑者	都道府県警察からの送信	都道府県警察	(不開示)	(不開示)	1犯罪鑑識官、捜査支援分析管理官、捜査第二課、組織犯罪対策企画課に所属する職員、3犯罪鑑識官、捜査支援分析管理官、捜査第二課、組織犯罪対策企画課の執務室
乙32-49	刑事局犯罪鑑識官付法医・理化学係	犯罪捜査に資することを目的とする。	1囑託受理年、2作成府県、3作成番号、4囑託受理番号、5氏名(漢字)、6氏名(カナ)、7生年月日、8性別、9犯歴番号、10検挙年月日、11罪名等、12手口、13資料の種類、14身分区分、15使用試薬、16特定DNA型、17備考	被疑者DNA型記録に係る被疑者	都道府県警察からの送信	都道府県警察	(不開示)	(不開示)	1犯罪鑑識官に所属する職員、3犯罪鑑識官の執務室
乙32-50	刑事局犯罪鑑識官付法医・理化学係	犯罪捜査に資することを目的とする。	1囑託受理年、2作成府県、3作成番号、4囑託受理番号、5被害記録番号、6発生年月日、7罪名等、8手口、9時効年数、10検査年月日、11資料の種類、12採取場所(物)、13事件概要、14使用試薬、15特定DNA型、16備考	遺留DNA型記録に係る遺留資料を遺留した被疑者	都道府県警察からの送信	都道府県警察	(不開示)	(不開示)	1犯罪鑑識官に所属する職員、3犯罪鑑識官の執務室
乙32-51	刑事局犯罪鑑識官付身元係	犯罪捜査に資することを目的とする。	1囑託受理年、2囑託受理番号、3作成警察署、4作成番号、5発生年月日、6罪名等(手口)、7資料の種類、8事件概要、9使用試薬、10特定DNA型、11備考	変死者等DNA型記録が登録されている変死者等(死体を除く。)	都道府県警察からの送信	都道府県警察	(不開示)	(不開示)	1犯罪鑑識官に所属する職員、3犯罪鑑識官(総合庁舎)の執務室
乙32-52	刑事局犯罪鑑識官身元係	身元不明死体(変死者等を含む。)の身元確認及び行方不明者の速やかな発見に資することを目的とする。	(不開示)	行方不明者	都道府県警察からの送信	都道府県警察	(不開示)	(不開示)	1犯罪鑑識官に所属する職員、3犯罪鑑識官(総合庁舎)の執務室
乙32-53	刑事局犯罪鑑識官付身元係	身元不明死体(変死者等を含む。)の身元確認及び特異行方不明者の速やかな発見に資することを目的とする。	1囑託受理年、2囑託受理番号、3受理警察署、4受理番号、5統柄、6受理年月日、7特異行方不明者氏名(カナ)、8特異行方不明者氏名(漢字)、9特異行方不明者性別、10特異行方不明者生年月日、11資料提供者氏名(カナ)、12資料提供者氏名(漢字)、13資料提供者性別、14資料提供者生年月日、15資料の種類、16使用試薬、17特定DNA型、18備考	特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者又は資料提供者	都道府県警察からの送信	都道府県警察	(不開示)	(不開示)	1犯罪鑑識官に所属する職員、3犯罪鑑識官(総合庁舎)の執務室
乙32-55	刑事局犯罪鑑識官システム管理係	犯罪捜査に資することを目的とする。	1犯歴番号、2性別、3生年月日、4理由発生年月日、5分類番号、6登録指種、7特徴点情報	指紋記録を作成された被疑者	都道府県警察からの送信	都道府県警察	(不開示)	(不開示)	1犯罪鑑識官に所属する職員、3犯罪鑑識官(東雲合同庁舎)の執務室
乙32-56	刑事局犯罪鑑識官システム管理係	犯罪捜査に資することを目的とする。	1犯歴番号、2性別、3生年月日、4理由発生年月日、5分類番号、6登録指種、7特徴点情報	指紋記録を作成された被疑者	都道府県警察からの送信	都道府県警察	(不開示)	(不開示)	1犯罪鑑識官に所属する職員、3犯罪鑑識官(東雲合同庁舎)の執務室
乙32-57	刑事局犯罪鑑識官システム管理係	犯罪捜査に資することを目的とする。	(不開示)	遺留指紋に該当する者	都道府県警察からの送信	都道府県警察	(不開示)	(不開示)	1犯罪鑑識官に所属する職員、3犯罪鑑識官(東雲合同庁舎)の執務室
乙32-58	刑事局犯罪鑑識官システム管理係	犯罪捜査に資することを目的とする。	1作成番号、2押なつ指紋画像、3遺留指紋照会番号、4遺留指紋画像	指紋記録を作成された被疑者遺留指紋に該当する者	都道府県警察からの送信	都道府県警察	(不開示)	(不開示)	1犯罪鑑識官に所属する職員、3犯罪鑑識官(東雲合同庁舎)の執務室
乙32-59	刑事局犯罪鑑識官システム管理係	犯罪捜査に資することを目的とする。	(不開示)	指掌紋記録を作成された被疑者遺留指掌紋を登録された事件の被害者	都道府県警察からの送信	都道府県警察	(不開示)	(不開示)	1犯罪鑑識官に所属する職員、3犯罪鑑識官(東雲合同庁舎)の執務室
乙32-60	刑事局犯罪鑑識官システム管理係	犯罪捜査に資することを目的とする。	1犯歴番号、2部位、3生年月日、4性別、5特徴点情報	掌紋記録を作成された被疑者	都道府県警察からの送信	都道府県警察	(不開示)	(不開示)	1犯罪鑑識官に所属する職員、3犯罪鑑識官(東雲合同庁舎)の執務室
乙32-61	刑事局犯罪鑑識官システム管理係	犯罪捜査に資することを目的とする。	(不開示)	遺留掌紋に該当する者	都道府県警察からの送信	都道府県警察	(不開示)	(不開示)	1犯罪鑑識官に所属する職員、3犯罪鑑識官(東雲合同庁舎)の執務室
乙32-62	刑事局犯罪鑑識官システム管理係	犯罪捜査に資することを目的とする。	1作成番号、2押なつ掌紋画像、3遺留掌紋照会番号、4遺留掌紋画像	掌紋記録を作成された被疑者遺留掌紋に該当する者	都道府県警察からの送信	都道府県警察	(不開示)	(不開示)	1犯罪鑑識官に所属する職員、3犯罪鑑識官(東雲合同庁舎)の執務室
乙32-63	刑事局犯罪鑑識官指掌紋資料係	犯罪捜査に資することを目的とする。	1犯歴番号、2作成部署、3作成年、4作成番号、5氏名、6性別、7生年月日、8本籍、9出生地、10住所、11採取理由発生年月日、12処分結果	(不開示)	都道府県警察等からの送付	都道府県警察	(不開示)	(不開示)	1犯罪鑑識官に所属する職員、3犯罪鑑識官(東雲合同庁舎)の執務室
乙32-64	刑事局犯罪鑑識官指掌紋資料係	犯罪捜査に資することを目的とする。	1作成部署、2氏名、3生年月日、4性別、5本籍、6出生地、7住所、8職業、9自署、10分類番号、11国籍、12押なつ指紋印象	(不開示)	都道府県警察等からの送付	都道府県警察	(不開示)	(不開示)	1犯罪鑑識官に所属する職員、3犯罪鑑識官(東雲合同庁舎)の執務室
乙32-65	刑事局犯罪鑑識官指掌紋資料係	犯罪捜査に資することを目的とする。	1犯歴番号、2作成番号、3氏名、4生年月日、5性別、6罪名、7押なつ掌紋印象	(不開示)	都道府県警察からの送付	都道府県警察	(不開示)	(不開示)	1犯罪鑑識官に所属する職員、3犯罪鑑識官(東雲合同庁舎)の執務室
乙32-66	刑事局犯罪鑑識官指掌紋資料係	犯罪捜査に資することを目的とする。	1氏名、2生年月日、3性別、4出生地、5作成署、6作成番号、7犯歴番号、8分類番号、9異名	指紋記録を作成された明治及び大正生まれの被疑者	都道府県警察から送信された指紋記録に基づいて作成	なし	(不開示)	(不開示)	1犯罪鑑識官に所属する職員、3犯罪鑑識官(東雲合同庁舎)の執務室